

岩手県告示第479号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年7月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10番地 1	令和10年7月26日